

審議された議案と結果

第4回定例会 (12月6日～12月9日)

平成28年度補正予算	
一般会計補正予算(第4号)(3億1,915万1,000円)	可決
国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決
農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	可決
公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	可決
介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決
水道事業会計補正予算(第2号)	可決
条例の改正	
市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例による改正前の桜川市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び桜川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	可決
市税条例の一部を改正する条例	可決
国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決
市立学校設置条例の一部を改正する条例	可決
人事・その他	
仮議長の選任を議長に委任する件	決定
土地の取得	可決
訴えの提起	可決
市道路線の廃止	可決
市道路線の認定	可決
議員提出議案	
地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	可決

第2回臨時会 (11月11日)

人事・その他	
監査委員の選任について	同意
平成28・29年度継続事業(仮称)桃山小中一貫教育校建設工事請負契約について	可決

傍聴にお越しください

傍聴手続は簡単です

本会議を傍聴するときは岩瀬第2庁舎3階にある傍聴席入口で、氏名、住所、年齢を受付簿に記入し、傍聴券をお取りいただいて、入場してください。

傍聴席は先着順で50席

傍聴席は50席です。先着順となっていますことをご了承ください。

団体が傍聴を希望するときは、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。

お問い合わせ：桜川市役所 岩瀬庁舎 議会事務局
TEL 0296-75-3111 (内線 2510)

感謝状

茨城県市議会議長会から、地方自治の発展と市政の向上に尽力された功績により、感謝状が贈られました。

茨城県市議会議長会 感謝状

潮田 新正 (前議長)

平成28年第4回定例会

12/6 火

12/9 金

4日間

一般会計補正予算を 中心に審議

平成28年度一般会計補正予算

介護ロボット等導入支援補助金185万円

一般にロボットと言われると人型ロボットを想像しがちだが、今回導入されるロボットはどのようなもので、何台導入されるのか。

答 介護ロボットは、「見守り支援ベッドシステム」というもので、要介護者が自発的に助けを求めるといったことを検知し、介護従事者に通報するものです。導入台数は4台で、サンホーム真壁が2台、さざんか荘が2台です。

県西総合病院組合への負担金

今回の補正で、県西総合病院組合に対して2億20

万円の負担金を支出することになったが、ここ5年間の、負担金の推移を伺う。

答 県西総合病院組合への負担金は、

- ・24年度2億5000万円
- ・25年度3億3000万円
- ・26年度3億3000万円
- ・27年度3億5000万円

を支出しています。28年度は、今回の補正を含めると4億8000万円です(金額は四捨五入)。

道路新設改良工事測量委託料400万円

今回の測量は、真壁庁舎から桃山小中一貫校まで、通学バスが通れる道にするのか。それとも、歩行通学する児童と生徒のことを考えた道路にするのか。

その測量の目的を伺う。

答 真壁町飯塚から桃山小中一貫校まで、2級市道0237号線(旧県道つくば益子線)に代わる歩道を備えた新設道路です。真壁庁舎東側の道路を、桃山中学校敷地の北側へ接続させるルートを模索する目的で、現況測量を行いたいと考えています。新設道路は通学バス、歩行通学者、自転車通学者の道路として、検討したいと考えています。

財産取得

真壁町下谷貝にある、シルバー人材センターが移転する。そのためこの土地を買い上げて、建物の管理を含めて下谷貝行政区に任せるとのことだが、地代、建物の補修、耐用年数が来たときの後処理すべてを、下谷貝行政区に任せるといふ理解でよいのか。

答 今後、売買契約完了後地代、建物の維持管理等については、地元と話し合っ

公有財産の購入

磯部桜川公園の隣接地の土地を購入するということが、今後の土地利用について伺う。

条例の改正・その他

(仮称)桃山小中一貫教育校

義務教育校になって、小学1年生から中学3年生までになるわけだが、管理体制はどのようになるのか。

答 学校長は1人、副校長と教頭、あるいは教頭2人というケースになります。

滞納への訴訟

今回の3名の方に、市営住宅の滞納家賃の納入と明け渡しを求める裁判を起こすということだが、訴えの理由は、「再三再四の催促に応じない」となっている。今回の催促の状況について伺う。また、訴訟遂行の方針として、第一審の結

答 地域の貴重なヤマザクラを後世に残すための後継樹の育成、市内の山々等への植樹、植栽を行うための苗木の育成等に利用します。

果実がある場合は上訴するとなっているが、今までの経験で、その心配はあるのか。

答 3名の方は、1年以上前から、督促や催告に応じていません。本年9月に弁護士を通じて、内容証明による納付催告書を送付しましたが、何の応答もない方です。ほかにも納付が滞る方もいますが、電話や窓口に来て相談され、分割納付により支払いを約束しています。訴訟実績は、平成19年度7件、21年度3件、24年度3件の計13件です。市が敗訴の判決を受けたものはありません。